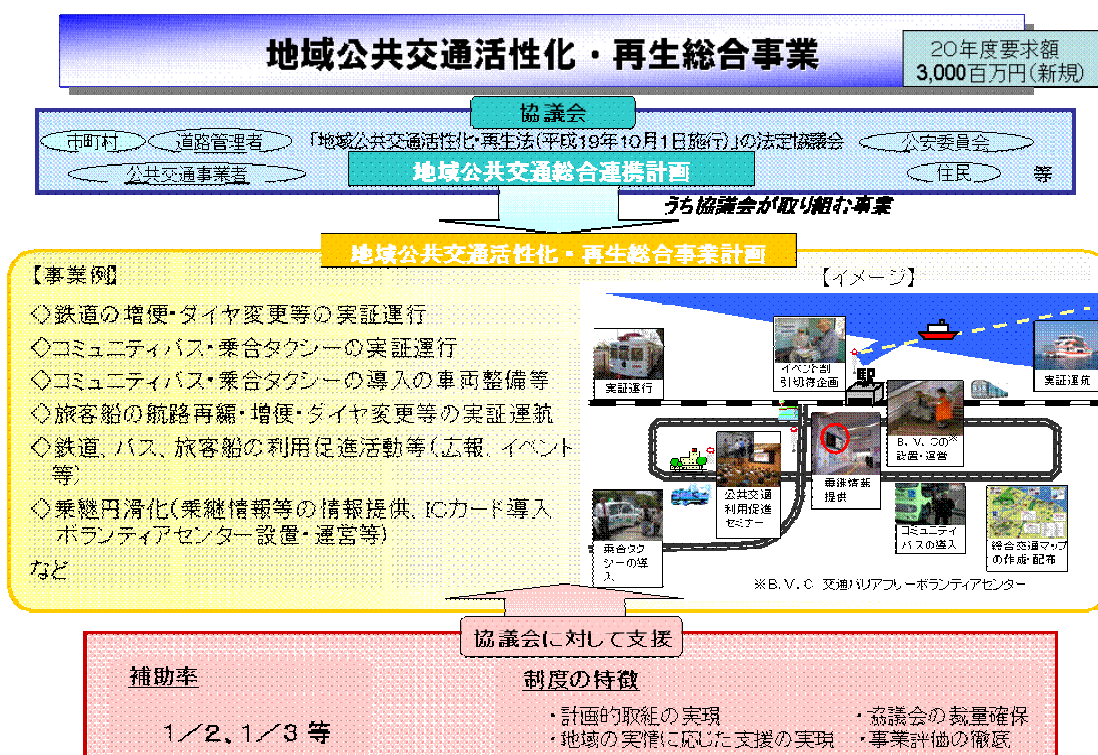


地域公共交通活性化・再生総合事業の創設

1. 背景

- 地域公共交通は地域の経済社会活動の基盤であり、住民の移動手段の確保、地域活性化、環境問題への対応等我が国の重要な諸課題への的確な対応のためにも、その活性化・再生は喫緊の課題。
- 地域公共交通に関する地域のニーズ・課題は多種多様であり、地域の多様なニーズに応えるため、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する「地域公共交通活性化・再生総合事業」の創設が必要。



2. 復活要求の内容

「地域公共交通活性化・再生総合事業」の創設。

所要額 30億円

(参考) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案に対する附帯決議

- 衆議院附帯決議(抄)(平成19年4月11日)
 - 一 地域公共交通の活性化及び再生に向け、必要な環境の整備に努めること。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の策定及びその実施に当たっては、縦割りで硬直的な対応ではなく、地方自治体の積極的な取組を支援すべく、一体的かつ効果的な支援策を講ずること。
- 参議院附帯決議(抄)(平成19年5月17日)
 - 一 公共交通が地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割が非常に大きいことにかんがみ、地方自治体の積極的な取組の支援にも資するよう、地方の鉄軌道及び路線バスを含めて地域公共交通の整備・維持・運営に必要なかつ十分な財源を確保することなどにより、地域公共交通に対する財政支援制度の充実を図ること。

地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度要求額
3,000百万円(新規)

協議会

市町村

道路管理者

「地域公共交通活性化・再生法(平成19年10月1日施行)」の法定協議会

公安委員会

公共交通事業者

地域公共交通総合連携計画

住民

等

うち協議会が取り組む事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画

【事業例】

- ◇鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ◇コミュニティバス・乗合タクシーの実証運行
 - ◇コミュニティバス・乗合タクシーの導入の車両整備等
 - ◇旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航
 - ◇鉄道、バス、旅客船の利用促進活動等(広報、イベント等)
 - ◇乗継円滑化(乗継情報等の情報提供、ICカード導入ボランティアセンター設置・運営等)
- など

【イメージ】



協議会に対して支援

補助率

1/2、1/3 等

制度の特徴

- ・計画的取組の実現
- ・協議会の裁量確保
- ・地域の実情に応じた支援の実現
- ・事業評価の徹底